

9

第 27 回総会議事録

(令和 7 年 9 月 25 日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第27回総会 議事録	
日 時	令和7年9月25日（木曜日）14時00分～17時05分
開催場所	戸塚区役所 8階大会議室A
出席者 の状況	総農業委員数 12名 出席農業委員数 12名（田中委員は第2号議案受付番号15号から出席） 欠席農業委員数 0名（別添出欠状況表のとおり）
開催形態	公開（傍聴者 0名）
議 題	<p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について</p> <p>第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について</p> <p>第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第7号議案 農地造成工事の承認について</p> <p>第8号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第9号議案 買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について</p> <p>第10号議案 地域計画の案に関する意見聴取について</p> <p>第11号議案 農用地利用集積等促進計画の意見照会について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第4号 農地の転用事実に関する照会の回答について</p> <p>第5号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>第6号 認定新規就農者の認定について</p> <p>3 その他</p> <p>「農業委員、農地利用最適化推進委員の改選」について 「農業者年金加入推進特別研修会及び優良団体表彰式」について</p>

	「上瀬谷視察研修会」について 「横浜市農業委員会連合会第3回理事会」
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>11号 許可 12号 許可 13号 許可 14号 許可</p> <p>第2号議案</p> <p>15号 不許可相当 16号 許可相当 17号 許可相当 18号 保留</p> <p>第3号議案</p> <p>12号 承認</p> <p>第4号議案</p> <p>7号 承認</p> <p>第5号議案</p> <p>29号 承認 30号 承認 31号 承認 32号 承認 33号 保留 34号 承認 35号 承認 36号 承認 37号 承認 38号 承認</p> <p>第6号議案</p> <p>7号 承認 8号 承認 9号 承認</p> <p>第7号議案</p> <p>2号 承認</p> <p>第8号議案</p> <p>4号 承認</p> <p>第9号議案</p> <p>瀬谷 239 承認</p> <p>第10号議案 意見なし</p> <p>第11号議案 意見なし</p>

議 事	
事務局	(開会 14 時 00 分) 出席委員数報告。農業委員会会議規則により矢島会長が議長になる。
議長	第 27 回の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。ただいまより第 27 回総会を開会いたします。議事録署名人は宮森委員と鈴木宏委員にお願いします。
議長	それでは、第 1 号議案「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対する処分について」受付番号 11 号について審議します。事務局から受付番号 11 号について、説明をお願いします。
事務局 石井豊委員	<第 1 号議案受付番号 11 号を朗読> 申請地は、長らく放置されていたような畠で一部は植木が林のような状態になっていました。譲受人は町田市でも開墾の経験があり、現地の写真も確認しましたが重機を借りて開墾したということで、きれいな畠となっていました。申請地の北側は林となっており、南側はうっそうと草が生えている状況ですが開墾するということですので、問題ないと思います。御審議よろしくお願いします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第 1 号議案受付番号 11 号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 1 号議案受付番号 11 号については、許可とします。
議長	続いて、受付番号 12 号について審議します。事務局から受付番号 12 号について、説明をお願いします。
事務局 根本委員 鈴木勇次 推進委員	<第 1 号議案受付番号 12 号を朗読> 議案の詳細については鈴木勇次推進委員から説明します。 申請地は、柴漁港碑前交差点から北東に約 230m の農用地 1 筆です。労力不足により、農業を縮小する譲渡人から親戚関係である譲受人が贈与を受けるものです。現在、申請地は休耕中ですが、譲受人がブルーベリーの摘み取り農園を開設予定です。譲受人の経営農地はすべて肥培管理良好です。御審議よろしくお願いします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第 1 号議案受付番号 12 号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 1 号議案受付番号 12 号については、許可とします。
議長	続いて、受付番号 13 号について審議します。事務局から受付番号 13 号

	について、説明をお願いします。
事務局 廣瀬委員	<第1号議案受付番号13号を朗読> 申請地は瀬谷柏尾線と東名高速が交差する地点から南西に約200mの水田地帯にあります。譲渡人は後継者がいないということで、耕作をしてくれる人を探していました。この地域で水田の耕作をしている譲受人が水田の規模拡大ということで売買を行うものです。譲受人は露地栽培を中心に農業を行っており、水田を譲り受けることで、水田景観を維持できるという考えもお持ちの方です。御審議よろしくお願ひします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第1号議案受付番号13号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第1号議案受付番号13号については、許可とします。
議長	続いて、受付番号14号について審議します。事務局から受付番号14号について、説明をお願いします。
事務局 矢島会長 小宮推進委員	<第1号議案受付番号14号を朗読> 議案の詳細については小宮推進委員から説明します。 申請地は東俣野中央公園西側の農用地1筆です。現在はジャガイモを栽培していますが譲渡人は高齢で農業を縮小していきたいとのことです。譲受人はブルーベリーやジャガイモを栽培しており問題なく管理されていました。今回は事業の拡大ということで、農地取得に問題はないと思います。御審議よろしくお願ひします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第1号議案受付番号14号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第1号議案受付番号14号については、許可とします。
議長	続きまして、第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」ですが、議案書の受付番号15号については、農業委員会ネットワーク機構諮問案件の再審議となりますので、全ての議案が終わりましたら、改めて事務局から説明をしていただきます。
事務局 石井勝委員	それでは、受付番号16号から審議します。本件につきましては、第3号議案「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明」の関連案件となりますので、第3号議案受付番号12号から先に審議します。まず事務局から第3号議案受付番号12号の説明をお願いします。
	<第3号議案受付番号12号を朗読>
	申請地は日向山団地中央交差点から東へ約500m業務スーパー横浜いずみ店の近くです。昭和60年頃から砂利敷きの駐車場として利用されてい

	るそうで、平成 26 年時点で雑種地の課税になっていることから農地性はないものと判断しています。御審議よろしくお願ひします。
議長	御意見なれば、採決を行います。
	第 3 号議案受付番号 12 号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員 議長	(総員举手) 総員举手と認め、第 3 号議案受付番号 12 号については、承認とします。
議長	続いて、第 2 号議案受付番号 16 号について、事務局から説明をお願いします。
事務局 石井勝委員	<第 2 号議案受付番号 16 号を朗読> 申請地は先ほどの第 3 号議案受付番号 12 号の非農地証明の申請地に隣接する土地です。譲受人である貨物運送業を営む法人は、現在本牧ふ頭にある営業所を拠点として海上輸送されてくる物資を茅ヶ崎市の物流センターまで運送する事業を手掛けています。近年受注件数も増加してきたことに伴い、内陸部に新たな車両拠点を作るために今回の申請に至りました。転用後はトラクターヘッド 12 台と普通車 2 台が駐車できる駐車場となる計画です。隣接地ですが東側は宅地、西側は資材置場、南側は畠、北側は公道に接しています。内部は砂利で舗装し、雨水は自然浸透と U 字溝で処理するということです。隣接農地への影響はないと思われます。御審議よろしくお願ひします。
議長 根本委員 事務局	御意見、御質問はありませんか。 隣接している道路があるということですが、どこが道路でしょうか。 地図上ですと北西側が道路と接道しています。非農地証明の申請地とともに駐車場として利用します。
根本委員 事務局	非農地証明の申請地も転用するのでしょうか。 転用というよりもすでに駐車場として利用されている部分を今回の転用申請地と一体的に利用するということです。
根本委員 事務局	所有権はどなたになるのでしょうか。 現時点では、譲受人の所有です。非農地証明の申請地と 5 条許可申請の申請地を譲渡人が購入することになります。
根本委員 事務局	それについては、議案書には載らないのでしょうか。 非農地証明の承認が下りた後は民間の売買の話になり、農地法の適用は受けないので、議案書には載っていません。
根本委員 議長	そういうことですか。わかりました。 御意見なれば、採決を行います。
	第 2 号議案受付番号 16 号について、許可相当とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員 議長	(総員举手) 総員举手と認め、第 2 号議案受付番号 16 号については、許可相当とし

ます。

議長

続いて、受付番号 17 号について審議します。事務局から受付番号 17 号について、説明をお願いします。

事務局

<第 2 号議案受付番号 17 号を朗読>

議案の詳細については小宮推進委員から説明します。

矢島会長

申請地は消防訓練センターから西に約 180m のところにあります。譲受人は、戸建、集合住宅の給排水配管工事業を営んでいますが、現在賃借している資材置場が、土地所有者の相続に伴い契約解除される予定で、代替地を探していました。申請地は凸型の形状をしています。北側は資材置場及び宅地、東側は宅地、西側は資材置場及び農地、南側は農地及び宅地となっています。隣地境界は、通路部分は既存のコンクリートブロックが 3 から 6 段、農地との境界はコンクリートブロック 2 段にアルミフェンス、それ以外は 3 m の鋼板を設置します。敷地内は碎石敷きとし、雨水は自然浸透により処理します。農地への影響はないかと思われます。農地を含む隣接地権者には、転用計画を説明し、了解を得ています。御審議よろしくお願いします。

議長

御意見がなければ、採決を行います。

第 2 号議案受付番号 17 号について、許可相当とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第 2 号議案受付番号 17 号については、許可相当とします。

議長

続いて、受付番号 18 号について審議します。事務局から受付番号 18 号について、説明をお願いします。

事務局

<第 2 号議案受付番号 18 号保留について朗読>

議長

ただいま事務局から説明があったように、第 2 号議案受付番号 18 号については、保留といたします。

議長

続きまして、第 4 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」受付番号 7 号について審議します。事務局から説明をお願いします。

<第 4 号議案受付番号 7 号を朗読>

事務局
石井豊委員

申請地は上飯田中学校から南に約 150m の 3 団地です。とてもきれいに耕うんされており肥培管理は良好でした。

議長

御意見なれば、採決を行います。

事務局
石井豊委員

第 4 号議案受付番号 7 号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第 4 号議案受付番号 7 号については、承認とします。

議長	続きまして、第5号議案「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」受付番号29号、30号、31号、32号について一括で審議します。事務局から順に説明をお願いします。
事務局	<第5号議案受付番号29号、30号、31号、32号を朗読>
石井豊委員	議案の詳細については和田推進委員から説明します。
和田推進委員	29号ですが、市営地下鉄ブルーライン下飯田駅から南西に約550mの場所にあり、ハウス栽培を行っており肥培管理は良好でした。
石井勝委員	30号ですが、現地確認の当日は草刈が不十分だったため、事務局から指導していただき、昨日改めて現地を確認したところ、草が刈られていることを確認できましたので今回は問題ないと思いますが、今後も草刈をしっかりと行うように指導していけたらと思います。
矢島会長	議案の詳細については小宮推進委員から説明します。
小宮推進委員	31号ですが、東俣野南公園から北西へ約220m、東俣野公園から南西へ約550m、西へ約200mの農用地及び農振白地10筆4団地です。ジャガイモやサトイモ、水稻を栽培しており、肥培管理は良好でした。
矢島会長	議案の詳細については小宮推進委員から説明します。
小宮推進委員	32号ですが、東俣野中央公園から南西へ約190m、250m、400mの農用地及び農振白地4団地19筆です。水稻やトマト、牧草を栽培しており、肥培管理は良好でした。
議長	御意見なれば、採決を行います。
	第5号議案受付番号29号、30号、31号、32号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案受付番号29号、30号、31号、32号については、承認とします。
議長	続いて、第5号議案受付番号33号、34号、35号について一括で審議します。事務局から順に説明をお願いします。
事務局	<第5号議案受付番号33号保留、34号、35号を朗読>
金子委員	議案の詳細については小川推進委員から説明します。
小川推進委員	34号ですが、申請地は自宅横の畠として肥培管理は良好でした。
矢島会長	35号ですが、肥培管理は非常に良好でした。
議長	御意見なれば、採決を行います。
	第5号議案受付番号34号、35号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案受付番号34号、35号については、承認とします。

議長	続いて、第5号議案受付番号36号、37号、38号について一括で審議します。事務局から順に説明をお願いします。
事務局	<第5号議案受付番号36号、37号、38号を朗読>
金子委員	議案の詳細については小川推進委員から説明します。
小川推進委員	36号ですが、自宅横の畑を含め5箇所の畑があり、一部クリを栽培している他、露地野菜を栽培しています。瀬谷区の申請地について肥培管理は概ね良好でした。
石井豊委員	上飯田町の申請地ですが、飯田北いちょう小学校の北側、環状4号線のヤマダ電機の西側に位置しています。肥培管理は良好でした。
大山推進委員	37号ですが、申請地は市営地下鉄ブルーライン舞岡駅から北東へ約300mの農用地4筆及び調整白地6筆2団地、同駅から南東へ約470mの農用地4筆及び調整白地4筆2団地です。主にナシ、カキなどの果樹を栽培しており、肥培管理は良好でした。
宮森委員	38号ですが、申請地は芹が谷南小学校から西に約300mの生産緑地1筆です。主にミカン、カキなどの果樹の他、サトイモなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好でした。
議長	御意見なれば、採決を行います。
委員	第5号議案受付番号36号、37号、38号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
議長	(総員举手)
議長	総員举手と認め、第5号議案受付番号36号、37号、38号については、承認とします。
議長	続きまして、第6号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」受付番号7号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第6号議案受付番号7号を朗読>
森委員	議案の詳細については門倉推進委員から説明します。
門倉推進委員	申請地は相鉄線綠園都市駅と名瀬小学校の中間地で3団地あります。肥培管理は良好でした。
議長	御意見なれば、採決を行います。
委員	第6号議案受付番号7号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
議長	(総員举手)
議長	総員举手と認め、第6号議案受付番号7号については、承認とします。
議長	続いて、受付番号8号、9号について審議します。事務局から受付番号8号、9号について、説明をお願いします。
事務局	<第6号議案受付番号8号、9号を朗読>
石井勝委員	受付番号8号、9号については親子で造園業を営んでおり、申請地は環

	状4号線の第二和泉原こ線橋交差点から約200mの農振白地3筆及び2筆です。下草もなくきれいに管理されており、肥培管理は良好でした。
議長	御意見なれば、採決を行います。 第6号議案受付番号8号、9号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第6号議案受付番号8号、9号については、承認とします。
議長	続きまして、第7号議案「農地造成工事の承認について」受付番号2号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第7号議案受付番号2号を朗読>
金子委員	議案の詳細については小川推進委員から説明します。
小川推進委員	申請地は原中学校から西へ約660mの調整白地1筆です。北西側の地盤が低く、雨水が流入し水はけが悪いため、土壤改良と併せて盛土により排水の改善をします。現在は、トマトを作付けしていますが、造成後はナスの栽培を予定しています。赤土仕上げとし、切土及び盛土で、最大1.95m土を入れ替えます。北西側は、最大で0.25m地盤高が上がります。1日あたりの土の運搬量は最大で、10tダンプ20台分となります。法面には植栽シートを貼り、東の農地側には素掘り側溝を設置し、東側以外は、土留鉄板を設置します。工期は令和7年10月1日から令和8年4月30日の予定です。住宅地が近いため、南北に防音シートを設置します。ダンプ搬入出時に交通誘導員を配置するなど、通行車両、近隣農家、歩行者等の進路を妨げないよう、細心の注意を払うこととしております。年末年始の休工期間は入口付近を封鎖し、関係者以外が立ち入れないようにします。隣接地権者にはすでに説明を行い、同意を得ています。御審議よろしくお願ひします。
議長	御意見、御質問はありませんか。
根本委員	盛土規制法の規制を受けると思うのですが、「最大1.95mの盛土」とありますが、切土してから盛土することですね。
小川推進委員	切土を行うので、最大で25cmしか地盤高は上がらないということです。
根本委員	そうすると、30cm未満なので問題ないということですね。
事務局	はい、そのとおりです。
議長	御意見なれば、採決を行います。
	第7号議案受付番号2号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第7号議案受付番号2号については、承認とします。
議長	続きまして、第8号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者について

	の証明について」審議します。受付番号4号について、事務局から説明をお願いします。
事務局 矢島会長 小宮推進委員	<第8号議案受付番号4号を朗読> 議案の詳細については小宮推進委員から説明します。 申請地は影取北公園の西側にある生産緑地2件です。元々、カキを栽培していましたが、病気のため入院し、その後亡くなりました。相続人は会社員であり、耕作できる者はいません。そのため、買取の申出をしたことです。特に違反をしている様子はありません。問題ないかと思われます。御審議よろしくお願ひします。
議長	御意見なれば、採決を行います。 第8号議案受付番号4号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員 議長	(総員举手) 総員举手と認め、第8号議案受付番号4号については、承認とします。
議長	続きまして、第9号議案「買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について」事務局から説明をお願いします。
事務局 議長	<第9号議案瀬谷239を朗読> 御協力をよろしくお願ひします。
議長	続きまして、第10号議案「地域計画の案に関する意見聴取について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
農政推進担当 横浜川崎地区 農政事務所 議長 奥村委員	<第10号議案を朗読> <かながわ農業サポーターについて説明> 御意見、御質問はありますか。 農地の動向を把握するためには所在地や数値だけではなく、地図上に転記するなど、地域ごとに進歩が把握できるような資料があると活発に進んでいる地域を手本にするなど、今後の展望が描けると思います。そういう資料を用意して将来に結びつくようなデータの整理をすると良いのではないかと思います。これは提案です。
農政推進担当 議長	地域計画本体のマスタープランには図面があります。こちらは年1回協議の場を設定させていただいている。その中で地図が提示される予定ですので、よろしくお願ひします。
委員 議長	御意見なれば、採決を行います。 第10号議案について、意見なしとする方に举手をお願いします。
	(総員举手) 総員举手と認め、第10号議案については、意見なしとします。

議長	続きまして、第 11 号議案「農用地利用集積等促進計画の意見照会について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
農政推進担当	<第 11 号議案を朗読>
議長	御意見、御質問はありませんか。
根本委員	部分的に意見を求められても何のための議論なのかが分かっていないと意味がないと思うので、それぞれの関係性が示されているような体系図があると理解しやすいと思いました。地域計画という目的のために、それぞれ審議している内容がどういった役割を果たしているのかというようなことがわかる図を作った方が良いのではないでしょうか。
農政推進担当	今までの利用権設定という制度が農地中間管理事業に移行し、農地の貸し借りについては、農地中間管理機構を通して行われることになりました。その要件の 1 つが「地域計画に登載されていること」となっています。第 10 号議案と第 11 号議案は根拠となる法律は異なり、別議案ではありますが、セットと考えていただければと思います。農地の貸し借りを行うために、地域計画の登載農地一覧の変更が必要になるということです。
根本委員	体系図は作れないでしょうか。
事務局	法の体系やフロー図がわかると良いということですね。
根本委員	そうですね。「これについては、農業委員会が意見を言う機会がある」とか農業委員会として、何の目的のために審議しているのかが分かると良いと思います。
議長	御意見なければ、採決を行います。
	第 11 号議案について、意見なしとする方に異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 11 号議案については、意見なしとします。
	(田中委員入室)
議長	それでは、先ほど審議を後にした、第 2 号議案受付番号 15 号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<再審議の理由、農業委員会ネットワーク機構常設審議委員会答申、農地法の解釈と市の審査基準等について説明>
奥村委員	農業委員会ネットワーク機構常設審議委員会（以下、「常設審議委員会」という。）では、どの法律を根拠に、不許可相当と判断されたのでしょうか。
事務局	農地法第 5 条第 2 項第 3 号に抵触するという判断で不許可相当となりました。
奥村委員	それに対して、事務局として農地法第 5 条第 2 項第 3 号には抵触しないという判断を下したということですね。それはどうしてなんでしょうか。
事務局	農地法第 5 条第 2 項第 3 号（当該申請に係る用途に供することが確実と

	みとめられない場合)について、「確実ではない」とまでは言い切れない と、事務局としては認識をしています。
奥村委員	そうすると常設審議委員会はなぜこれが抵触するということを根拠と しているのでしょうか。その違いがよく分からぬのですが。
事務局	常設審議委員会に対しても農業委員会としては、公道である以上、通れ ないとまでは言い切れないで「確実性がないとまでは言い切れません」 という認識は御説明をしましたが、常設審議委員会では、通行ルートの周 辺住民とのトラブルを招く恐れがあるということで、申請地を使い続けら れる確実性がないと御判断されたようです。
奥村委員	それに対して横浜市の方ではトラブルは起きても問題はないという判 断をしたということでしょうか。
事務局	トラブルが起きても問題がないという判断ではなく、公道を通行するこ とができるとまでは言い切れないと判断したということです。
奥村委員	トラブルについては考察がなかったということになりますか。
事務局	トラブルについては、「今後、トラブルが起こらないようにこういう点に 気をつけます。」ですとか、「トラブルが起った場合は、このように対応 します。」という申請者からの説明が改めてありましたので内容を確認し ました。そのうえで今回再審議を行いますので、常設審議委員会の答申を 受けた後に申請者から追加で提出のあった資料について、後ほど御説明を いたします。
宮川推進委員	例えば、常設審議委員会も農業委員会も不許可相当になった場合、横浜 市長は許可権者として「許可」という別の判断をすることもありますか。
事務局	農業委員会と常設審議委員会が不許可相当であげても、最終的に不許可 になるかどうかというのは横浜市の審査になります。法律上、抵触してい る根拠があれば不許可が出ると思いますし、やはりそこまで言えないとい うことであれば許可が出るかと思います。
事務局	<申請者からの追加資料説明>
石井豊委員	自宅等への進入において影響が大きいと推測される範囲に居住する住 民等に運用計画書を配布したことですが、「配布と説明を受けました」と いうのは、書面で提出を受けているわけではないということですか。
事務局	特にそのような確認はしていません。また、運用計画書を配布したのが 数日前になりまして、まだ特段御意見のお電話もいただいてないところで す。
石井豊委員	質問ではなく意見ですが、この申請地に例えばマンションとか住宅を造 るという計画で半年なり数か月間、計画にある通行ルートを守ったうえで 狭い道を使うということなら仕方ないのですが、それを永遠というか、期 限なしで使うことを考えると、他人事ではないと感じます。それと、法律 上では不許可相當にできないというのは分かりますが、近隣住民のことも 考えて意見を出すために農業委員会があるのではないかなと思います。
根本委員	提出された運用計画書について、資材置場として利用し始めて半年経つ

	たらまったく遵守できていなくても許可は取り消せないですよね。道路の通行の観点から何らかの罰則を与えることは難しいのでしょうか。
事務局	許可が出た後、運用計画書が守られていないからという理由では許可の取消しや道路の通行に関し、取り締まることは恐らくできないと思います。
石井勝委員	今使っている北側の既存資材置場から搬入路を作ることは全然考えていないということでしょうか。
事務局	今の時点では考えていないということを伺っております。何度か御説明しておりますが、今後スロープを造ることにした場合は関係法令の手続きをしたうえで実施するというのは伺っているところです。ただし、今はそのことは考えておらず、通行できる道路があるので、そちらから進入すると聞いております。
石井豊委員	経費が掛からないため、スロープを造らず道路からの搬出入ルートにしたいのだと思うのですが、今回は不許可相当にして北側からの搬出入の計画にするのが最善なのではないかと思います。
奥村委員	意見でもいいですか。石井豊委員の御意見に賛成で、他の通行ルートが考えられるという状態ですので、あえてトラブルを巻き起こすようなルートを後押しする判断はしたくないと思うのと、なぜそれができないのかということを資金的なことも含めて証明するようなものが必要だらうと思います。
	申請地は谷底のため堆積土が緩く地盤が良いとは言えないと思います。工事中の周辺住宅の破損や資材置場の利用開始後の振動や音などによる健康被害に対して補償しますなどと一筆入れてもらうことも考える必要があるのではないでしょうか。農業委員会として農地法とは関係ない内容の部分で懸念がある事例を認めるということは、今後同じような事例が増えていく可能性があることを考えると強い姿勢で臨むべきだと思います。
事務局	御意見ありがとうございます。前回、農業委員会で許可相当と決定いただいた時に付帯意見をつけることになっており、今回も許可相当か不許可相当かどちらになったとしても付帯意見をつけていくことができますので、農業委員会で出た意見ということで盛り込むことは可能です。
森委員	農地法以外で、例えば横浜市が最終的に判断する基準で、農業的な判断以外のまちづくり条例とか、そういう方向で横浜市が許可を下さないという可能性もあるのでしょうか。
事務局	今のところ関係法令については、クリアしていると先ほども御説明させていただきました。他に盛土規制法などに抵触すれば、担当部署から違反指導などが入るというはあるかもしれません、他のまちづくりや都市計画などの法律に抵触することは恐らないと思います。この後、7月の第25回の総会で皆様から出された意見等をまとめた資料について御説明いたします。これは許可相当となった場合に出す付帯意見としての案となりますので、許可相当の内容が盛り込まれておりますが、この後、採決を

事務局
事務局

とり、不許可相当という決定がされた場合も、同様に不許可相当の内容に変えまして、付帯意見として出すことができる事を御承知おきいただければと思います。それでは、内容の説明をさせていただきます。

＜付帯意見の案について説明＞

今月の総会で出た意見を今後まとめて、少し内容を更新する必要があるかと思いますけれども、市へ出すための付帯意見の案を御説明させていただきました。事務局としましては、皆様から出された懸念事項、常設審議委員会から出された意見等を審査基準等に照らし合わせて確認をしているところですが、審査基準や農地法に抵触しているとは言い難いと認識しています。新たに出されました運用計画書上も実現不可能ではないと認識しています。

今までいただきました御意見につきましては、先ほどの付帯意見の案に記載があると思います。今回新たに出す付帯意見の案としましては、これまでの案に載っていない意見を追加していくたいと思っております。ここまで御質問のある方お願ひいたします。

何か関連する法令はないかなと思って今探しているのですが、車両制限令というのがあって、それによると、市街地区域内の道路では条件によって通行できる車両の幅に制限があるようです。通行ルートには市街地区域も入ると思うので色々な角度から、もう少し法令を網の目のように確認した方が良いと思います。

車両制限令については、事前に事務局、許可権者も含めてこういった制限にかかるのかという確認を行いました。日常的にパッカー車や運送業者の車なども出入りしている公道であり、申請者が使用する車両について、通行できないと判断することは難しいと考えています。

別の観点からですが、ここは市街化調整区域ですが、そのわりに周りに住宅がたくさん建っていますが、どうしてでしょうか。

すぐ近くまで市街化区域が迫っていますが、隣接している住宅については、市街化調整区域の中に新しく作られたものです。既存宅地でもともと大きな家があったところが売り払われて、細かく分譲して住宅が建ったというような事例です。

高齢化していて、20年30年すれば、申請地が農地として使用される可能性が低くなると予測できたにもかかわらず、行政としては何も手を打っていないということですね、ここだけ残ってるということは。行政にも問題があるのかなと。こういうことが今後いろんな土地で出てくる可能性がありますよね。開発のことも一緒に考えておかないと同様の案件がある度に農業委員会で許可相当、不許可相当の審議をする際に困ってしまうという話ですよね。行政の都市計画の中でこういう案件をどう処理していくのかを考えいかなければいけないと思います。

根本委員にいただきました御意見について付帯意見に盛り込むかどうかは、事務局で検討させていただきたいと思います。

奥村委員

事務局

根本委員

事務局

根本委員

事務局

事務局

この後、採決へと進みますが、許可相当、不許可相当といずれの場合でも、新たに出た御意見を付して横浜市に上げていきます。不許可相当という御判断をする場合には、どのような理由で農地法のどこに抵触するから不許可相当としたというように、最後に確認を取らせていただきます。

先ほど農地法第5条の御説明をしましたが、抵触しない項目がほとんどであり、抵触するとすればおそらく同条第2項第3号で読み込むことになると事務局では考えておりますが、皆様に御判断いただければと思います。

常設審議委員会では、第5条第2項第3号の実現性が極めて低いという理由で不許可相当としておりますので、通行の関係ですとか、周辺住民とのトラブルという同じ理由での御判断になるのであれば、同条第2項第3号に抵触するという同様の意見を出すことになると思います。

廣瀬委員

運用計画書の内容について、実現性が低い、要するに守られないだろうという考え方で不許可相当にして良いものなのでしょうか。そこがわからなっています。例えば、農地造成みたいに、半年間などと期間が決まっていて土の搬出の際にガードマンを配置するというものですと、イメージは沸くのですが、運用計画書にあるように、曲がり角に誘導員を立たせて、スマホでやり取りしながら、一般車両が来たら進む方向を聞いて自社の車両に伝えて避けるというやりとりを本当にやるのかと。実現の可能性が疑われるというか、低いというか。そういうことを農業委員会として不許可相当の理由にできるのか悩みます。

奥村委員

都市計画の場合は再開発で超高層ビルを建てて、周辺に公共的な部分を造ったりしますが、コミュニティとして一緒に土地を使う人たちの相互理解がないまま進めるのはよくないということで、法律上の定めはなくとも何回も説明会を開きます。運用計画書を配ったのみの状況ではなく、周辺住民の理解を得るということをやるべきではないでしょうか。

石井勝委員

先ほど奥村委員が言われたように、運用計画書は配ったばかりで、周辺住民の人たちの話が全然まだ入ってないわけじゃないですか。法律上は必要ないのでしょうけど、周辺住民の反応を聞き取りするなどといったことはできないのでしょうか。

事務局

我々は行政手続法という法律に則って仕事をしている以上、その法令の中でできる範囲というのがどうしてもあります。申請者に対して法律の定めがないことについては行政指導の範囲でのお願いになります。ですので、住民とのやり取りがどこまでできているのかということを、法的に申請者に対して求めることができないという状況にあります。

金子委員

採決する前に皆さんで申請地を見た方が良いのではないですか。もう少し時間をかけたほうが良いのではないかと思うのですが。

田中委員

その地区の委員がいるので、全員が見なくても良いのではないですか。地区の委員の意見を尊重するのが一番かと。確かに全員で見ることができれば良いと思いますが、それぞれ皆さん、担当地区としての仕事も持

鈴木宏委員

っているので地区の委員にその地域の代表として意見を述べていただくのが一番だと思います。確かに全員が現地を見ることができれば納得するのでしょうか。

根本委員

これ以上書類が出てこないということであれば、農業委員会としては今ある情報だけで判断するしかないのではないでしょうか。

事務局

農地法の法令に照らして隅々確認した上で審議しているわけなので、この内容で採決するしかないですよね。あとは横浜市がどう判断するかなので。

議長

いろいろ御意見ありがとうございます。現地を見るというお話については、他の案件もそうですが地区担当の委員の方が現地を確認し御報告いたいているところとなりますので、それをもって御判断いただきたいと思います。よろしければ採決をさせていただければと思います。

それでは採決を行います。

第2号議案受付番号 15号について、許可相当とする方は挙手をお願いします。

(挙手 3人)

続きまして、不許可相当とする方は挙手をお願いします。

(挙手 9人)

採決結果については事務局よりお願いします。

事務局

採決結果について御報告いたします。許可相当が3人、不許可相当が9人となりましたので、農業委員会の意見としましては不許可相当ということで上げさせていただきたいと思います。付帯意見としましては、新たに出していただいた御意見もありますので、この後、事務局でまとめまして横浜市に提出していきたいと思っております。

不許可相当とする理由としては、常設審議委員会で出ておりました、第5条第2項第3号に抵触するという考え方でよろしいでしょうか。

(総員了承)

それでは、事務局でまとめて出していきたいと思います。

委員

具体的には、第5条第2項第3号の「申請地を転用して申請用途に供することが確実と認められない場合」というところは良いのですが、横浜市の定める「農地の転用の許可（第5条）審査基準」の「イ資材置場、駐車場等」という部分で、資材の種類及び量、車の種類及び台数等についての具体的な利用計画により明らかになっているけれども進入路について運用計画書の内容が確実に実行されるとは思えない、というようなことで良いんじゃないでしょうか。

事務局

実現性が低いというところでまとめて出していきたいと思います。ありがとうございます。皆様もこちらの内容でよろしいでしょうか

委員

(総員了承)

議長

続いて、議案書の報告事項について、第1号報告から第6号報告まで一

	括して事務局から説明をお願いします。
事務局 議長	<報告事項第 1 号から第 6 号まで一括で報告> 報告事項について、御意見等がありましたらお願いします。 御意見等がないようでしたら、その他の案件及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告 1 <「農業委員、農地利用最適化推進委員の改選」について> 報告 2 <「農業者年金加入推進特別研修会及び優良団体表彰式」について説明> 周知 1 <「上瀬谷視察研修会」について> 周知 2 <「横浜市農業委員会連合会第 3 回理事会」について>
議長	以上で、すべての事項を確認しました。全体を通して、御意見、御質問はありますでしょうか。 御意見がないようでしたら、これをもちまして第 27 回総会を閉会いたします。
	(閉会 17 時 05 分)

令和7年9月25日開催 第27回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	矢島 寛	会長	出席	議長
2	森 雅則	会長職務代理者	出席	
3	田中 豊		出席	
4	石井 勝		出席	
5	金子 秀喜	連合会理事	出席	
6	石井 勝則		出席	
7	奥村 玄		出席	
8	石井 豊		出席	
9	根本 和正	連合会理事	出席	
10	宮森 和之		出席	議事録署名人
11	鈴木 宏	連合会理事	出席	議事録署名人
12	廣瀬 豊		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	小宮藤 正		出席	
2	清水 昭男	連合会理事	出席	
3	大山 明裕		出席	
4	門倉 和美		出席	
5	田邊 実		出席	
6	角田 雅久		出席	
7	和田 新治		出席	
8	鈴木 勇次	連合会理事	出席	
9	宮川 正		出席	
10	相澤 藤雄		出席	
11	小川 正寿		出席	

会議に出席した関係者の氏名 田並所長、山本係長、稲葉事務職員、木場技術職員、栗林事務職員
 松本事務職員、山根事務職員、吉田技術職員
 農政推進担当：黒木係長、渡利技術職員
 横浜川崎地区農政事務所